

指導監査関連の主要な社会福祉法改正条項

凡例 ① 平成28年4月1日施行
 ❶ 平成29年4月1日施行

1 地域における公益的な取組を実施…（H28施行）**▼ 無料又は低額の料金で福祉サービスを提供する責務を規定**

【第24条第2項】

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、支援を必要とする者へ、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努力義務化

2 経営組織のガバナンスの強化…《H29施行》**▼ 理事・理事長に対するけん制機能の発揮（評議員会の必置）****▼ 財務会計に係るチェック体制の整備（会計監査人の必置）****▼ 清算・合併手続の整備**

【第36条～第45条の22】

- ❶ 評議員、理事、監事及び会計監査人の資格・職務・責任並びに評議員会、理事会等の権限に関する規定を整備

【第36条第1項、第43条第1項、第45条の8等】

- ❷ 議決機関として評議員会*を必置とし、理事、監事及び会計監査人の選任・解任や決算、役員報酬等の決議すべき事項を規定
 ※収益4億円以下の法人は、平成31年度末まで評議員定数の経過措置を規定

【第37条】

- ❸ 一定規模以上*の法人には、会計監査人を導入
 ※収益30億円超又は負債60億円超から段階的に開始

【第46条の3～第47条の7、第48条～第55条】

- ❹ 清算・合併に関する規定の整備

3 事業運営の透明性の向上…（H28施行）**▼ 計算書類の公表等を法律上明記**

【第45条の32等】

- ① 閲覧・備置き対象書類を拡大（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容、役員報酬基準）し、閲覧請求者を国民一般とした。

【第59条の2第1項】

- ② 定款、計算書類及び事業概要並びに役員報酬基準を記載した書類等の公表を規定

4 財務規律の強化… [段階施行]

- ▼ **適正かつ公正な支出管理の確保**
- ▼ **内部留保の明確化**
- ▼ **社会福祉事業等への計画的な再投資**

【第27条】(H28)

- ① 評議員、理事等の関係者に対し特別の利益供与を禁止

【第45条の24】(H28)

- ② 会計基準を省令に位置付け、10年の帳簿の保存期間を規定

【第45条の35第1項及び第59条の2第1項】《H29》

- ③ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の公表

【第55条の2第1項】《H29》

- ④ 純資産を基本とする算定額が社会福祉事業の継続に必要な額を超える法人については、社会福祉充実計画を作成又は見直し、所轄庁の承認を得ることを規定

【第55条の2第4項】《H29》

- ⑤ 社会福祉充実計画は、社会福祉事業、地域公益事業及びその他の公益事業の順に検討する旨を規定

【第55条の2第5項及び第6項】《H29》

- ⑥ 社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士、税理士等の財務に関する専門的な知識経験を有する者及び事業区域の住民その他関係者からの意見聴取を規定

5 行政の関与の在り方… [段階施行]

- ▼ **所轄庁による指導監督の機能強化**
- ▼ **国・都道府県・市の連携を推進**

【第30条】(H28)

- ① 国所管の法人を、都道府県又は指定都市に権限移譲

【第56条第4項】(H28)

- ② 経営改善や法令遵守について、所轄庁からの改善勧告を規定

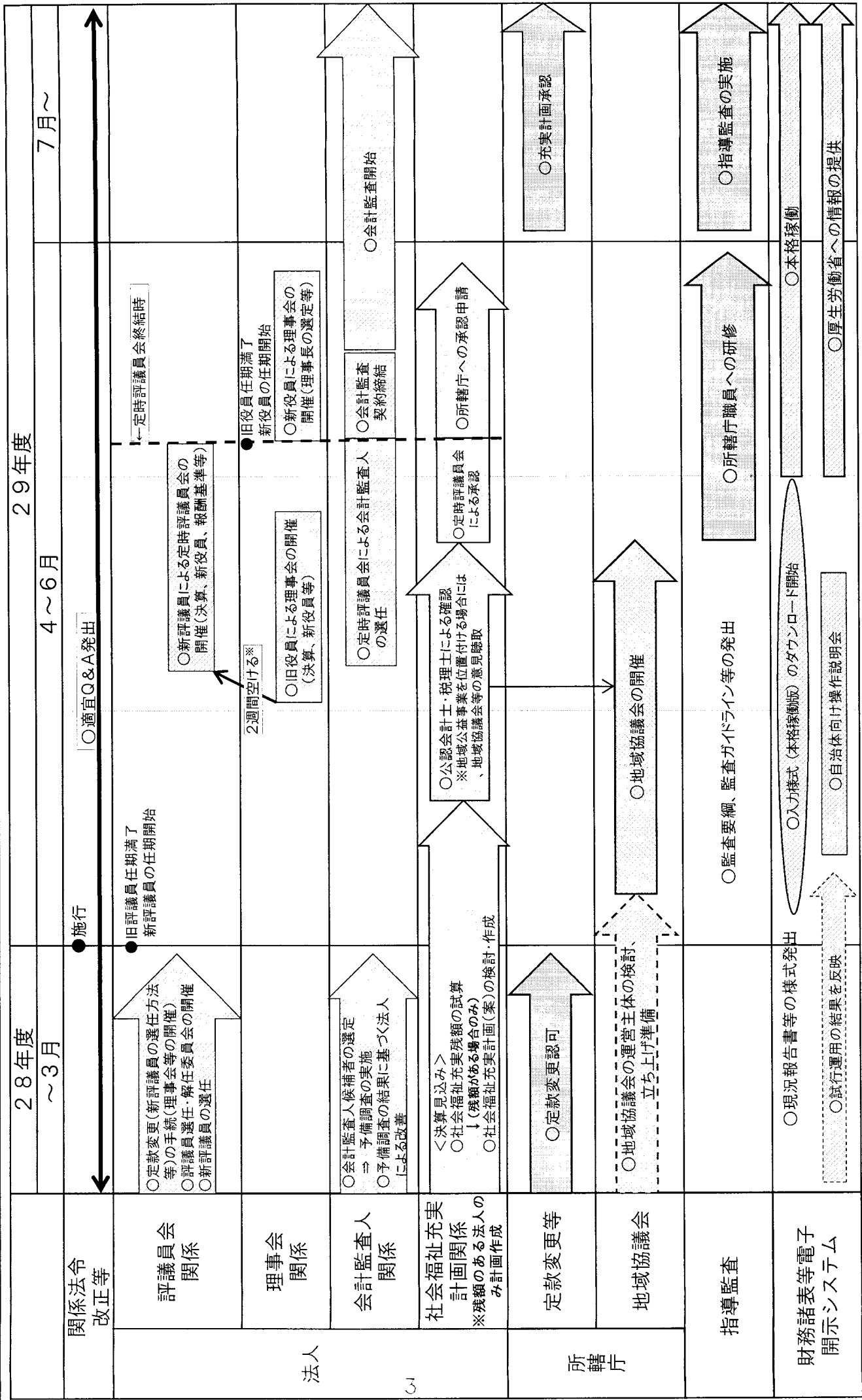
【第59条の2第2項及び第5項】《H29》

- ③ 計算書類等の収集・分析・活用及びデータベースの整備を規定

【第59条の3】(H28)

- ④ 大臣は、知事及び市長に対し、知事は市長に対し、指導監督上の支援を規定

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて



※ 計算書類等を定時評議員会の日2週間前から備え置くことが必要なため、決算承認理事会と定時評議員会は、2週間空けて開催することが必要がある。

平成28年会計年度の決算関係スケジュール (例)

(注) あくまで、例示であることから、各社会福祉法人の実態に応じて適切に実施していただきたい。

| 期間 | 月日 | 主要項目 |
|------------------------|-------------|--|
| | 3月31日 | ○決算期 |
| | 5月10日 | ○事業報告等（事業報告及びその附属明細書）の提出（理事→各監事） ○計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の提出（理事→各監事） ＜（必要に応じて）特定理事の選定（任意）＞ |
| 4週間経過日 （6月8日） まで | | ○監事監査の実施 ・ 監事で監事監査の実施方法（日程、職務分担など）について協議 ・ 業務監査及び会計監査の実施 ・ 監査報告の作成 ＜（必要に応じて）特定監事の選定（任意）＞ |
| | 5月29日 | ○監査報告の提出（特定監事→特定理事） |
| | 5月31日 | ○理事会の開催（旧役員による）注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 事業報告等、計算関係書類及び財産目録の承認 ・ 定時評議員会の日時・場所、議題等（決算・新役員・報酬基準等※）の決定 |
| | 6月1日 | ○事業報告等、計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き |
| 2週間前の日から （中14日間） | 6月1日 | ○定時評議員会の招集通知の発出 （計算書類、事業報告、財産目録及び監査報告の提供） |
| 1週間前まで （中7日間） | 6月16日 | ○定時評議員会の開催 ・ 計算書類及び財産目録の承認、事業報告の報告 ・ 新役員の選任、報酬基準の承認等※ |
| | | ○理事会の開催（新役員による）注）招集通知の発出は1週間前（招集手続の省略可） ・ 理事長の選定等 |
| | | ○理事長等の登記（理事長選定後2週間以内） |
| | 6月30日 まで | ○資産の総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き |

毎会計年度終了後3月以内

※ 社会福祉充実残額がある法人は、社会福祉充実計画の承認も併せて行うこととなる。

社会福祉法人の書類等について

| | 作成 | | 備置き・閲覧 | | 所轄庁への届出 | | 公表 | |
|-------------------------------|----|-----------------------------|--------|---------------------------------------|---------|------------|----|----------------------------|
| | 有無 | 根拠規定 | 有無 | 根拠規定 | 有無 | 根拠規定 | 有無 | 根拠規定 |
| 計算書類等 | ○ | 法第45条の27第2項 | ○ | 法第45条の32第1項・第2項 | ○ | 法第59条第1号 | ○ | 法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第1号 |
| | ○ | 法第45条の27第2項 | ○ | 法第45条の32第1項・第2項 | ○ | 法第59条第1号 | — | |
| | ○ | 法第45条の27第2項 | ○ | 法第45条の32第1項・第2項 | ○ | 法第59条第1号 | — | |
| | ○ | 法第45条の27第2項 | ○ | 法第45条の32第1項・第2項 | ○ | 法第59条第1号 | — | |
| | ○ | 法第45条の28 | ○ | 法第45条の32第1項・第2項 | ○ | 法第59条第1号 | — | |
| 財産目録等 | ○ | 法第45条の34第1項第1号 | ○ | 法第45条の34第1項第1号 | ○ | 法第59条第2号 | — | |
| | ○ | 法第45条の34第1項第2号 | ○ | 法第45条の34第1項第2号 | ○ | 法第59条第2号 | ○ | 法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号 |
| | ○ | 法第45条の34第1項第3号 | ○ | 法第45条の34第1項第3号 | ○ | 法第59条第2号 | ○ | 法第59条の2第1項第2号 |
| | ○ | 法第45条の34第1項及び第13号及び第16号 | ○ | 法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第1号～第13号及び第16号 | ○ | 法第59条第2号 | ○ | 法第59条の2第1項第3号・省令第10条第3項第2号 |
| | △ | 法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号 | △ | 法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第15号 | △ | 法第59条第2号 | — | |
| 社会福祉充実計画 (社会福祉充実残額がある場合のみ) | ○ | 法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号 | ○ | 法第45条の34第1項第4号・省令第2条の41第14号 | ○ | 法第59条第2号 | — | |
| | ○ | 法第55条の2第1項 | — | | ○ | 法第55条の2第1項 | ○ | 事務処理基準 |

※1 △は定款で作成することになっている場合

※2 上記のほか、定款については、備置き・閲覧、公表をする必要がある。